

## 茨木市ブロック塀等撤去事業補助要綱

### (目的)

第1 この要綱は、耐震診断義務化対象路線沿道にあるブロック塀等を対象とする茨木市耐震診断義務化対象路線沿道ブロック塀等耐震化補助要綱を補完し、危険なブロック塀等の所有者がその全部又は一部を取り除く工事（以下「撤去工事」という。）に対し、市が補助金を交付することにより、危険なブロック塀等の倒壊等による被害の軽減を図り、もって道路等利用者の安全確保等に資することを目的とする。

### (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック造、コンクリート万年塀、れんが造、石塀、土塀その他これらに類する塀、門柱等をいう。
- (2) 通学路 茨木市教育委員会が指定した通学路をいう。
- (3) 公園等 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園及び市が管理する児童遊園をいう。
- (4) 道路等 道路法（昭和27年法律第180号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく道路、茨木市法定外公共物管理条例（平成16年茨木市条例第23号）第2条第2号に掲げる認定外道路のうち通行の機能を有するものその他の不特定多数の者が通行する道路並びに公園等をいう。

### (補助対象事業)

第3 補助の対象となるブロック塀等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、国、地方公共団体その他の公共法人が所有するもの及び地震、台風等により既に倒壊したものは除く。

- (1) 別表の点検内容に不適合となる点検項目があること。
- (2) ブロック塀等の高さ（擁壁の上にブロック塀等が設置されている場合は、当該擁壁の高さを含む。以下同じ。）が道路等から80センチメートル以上であること。
- (3) 市内に設置されたものであって、道路等に面したブロック塀等（道路等に直接面していないが、ブロック塀等の高さが、当該ブロック塀等から道路等までの水平距離を超えているものを含む。）であること。
- (4) 同一敷地内において、この要綱に基づく補助金の交付を申請していないこと。
- (5) 国、地方公共団体（本市を含む。）等の公共用地の取得に伴う損失補償の対象になっていないこと。

2 補助の対象となる撤去工事は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 請負契約に基づく工事であること。
- (2) ブロック塀等の一部を撤去する撤去工事にあつては、当該工事後に全部のブロック塀等（独立し、安定した門柱を除く。）の高さが、道路等から80センチメートル未満になること。
- (3) 当該年度の3月31日（市長が特別の理由があると認めるときは、市長が指定する日）までに完了する撤去工事であること。
- (4) 撤去工事後にブロック塀等が道路等に残存し、又は突出しないこと
- (5) 造成工事又は建物解体工事に伴う撤去工事でないこと。
- (6) 茨木市耐震診断義務化対象路線沿道ブロック塀等耐震化促進事業補助金の交付を受けていないこと。
- (7) 当該撤去工事について、国、地方公共団体（本市を含む。）等から他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (8) 当該撤去工事について、関係法令等を順守していること。  
（補助対象者等）

第4 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第3第1項に規定する補助の対象となるブロック塀等の所有者（以下「所有者」という。）であつて、第3第2項に規定する補助の対象となる工事を発注するものであること。
  - (2) 本市に納付すべき税等を滞納していないこと。
  - (3) 世帯員全員（法人その他の団体にあつては、その代表者及び役員等）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び茨木市暴力団排除条例（平成24年茨木市条例第31号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- 2 補助金の交付を受けようとする者は、撤去しようとするブロック塀等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該ブロック塀等の撤去工事を行うことについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者の同意を得なければならない。
- (1) 共有物である場合 自己以外の所有者
  - (2) 所有者と居住者又は使用者が異なる場合 居住者又は使用者
- 3 補助金の交付を受けようとする者は、撤去しようとするブロック塀等が区分所有建物の附属物である場合は、当該ブロック塀等の撤去工事を行うことについて、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）に基づく決議を得なければならない。

（補助対象経費）

第5 補助の対象となる経費は、ブロック塀等の撤去工事に要する経費とし、撤去費、

廃棄物運搬費、処分費、仮設費及び諸経費とする。

(補助金額)

第6 補助金額は、第5に規定する補助対象経費の合計額とする。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

(1) 通学路に面するブロック塀等 300,000円

(2) 前号に掲げるブロック塀等以外のもの 200,000円

2 前項の補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請等)

第7 補助金の交付を受けようとする者は、撤去工事に着手する前にブロック塀等撤去事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて当該年度の1月31日までに市長に申請しなければならない。

(1) 付近見取り図

(2) 茨木市ブロック塀等撤去事業ブロック塀等点検表(様式第2号)

(3) 現況概略図(寸法が記載された配置図、断面図等)

(4) 現況写真(ブロック塀等の全景、高さ及び不適合であることが分かるもの)

(5) 撤去工事の見積書の写し(施工業者が発行し、補助対象経費の明細が分かるもの)

(6) 補助金交付に係る誓約書(様式第3号)

(7) ブロック塀等の所有者であることが分かる書類

(8) その他市長が必要と認める書類

2 撤去しようとするブロック塀等が次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、前項各号に掲げる書類に加え、当該各号に定める書類を添付するものとする。

(1) 共有物である場合 自己以外の所有者全員の同意書

(2) 所有者と居住者又は使用者が異なる場合 居住者又は使用者の同意書

(3) 区分所有建物の附属物である場合 撤去工事を行うことに対する決議を得た理事会又は総会の議事録の写し

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、同項各号に掲げる書類の一部を添える必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略させることができる。

(補助金の交付決定)

第8 市長は、第7第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対しブロック塀等撤去事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により通知する。

2 前項の規定による審査により補助金を交付しない旨の決定をしたときは、申請者に対しブロック塀等撤去事業補助金不承認通知書(様式第5号)により通知する。

(工事の着手)

第9 第8第1項の規定により補助金の交付決定通知書を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して、原則として30日以内に撤去工事に着手するものとする。

2 補助決定者は、前項の規定により撤去工事に着手したときは、速やかにブロック塀等撤去事業着手届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（申請の取下げ等）

第10 補助決定者は、補助金の交付申請を取下げるときは、交付決定を受けた撤去工事が完了するまでに市長にブロック塀等撤去事業補助金交付申請取下書（様式第7号）を提出しなければならない。

（変更の申請等）

第11 補助決定者は、補助金の交付決定通知後において当該交付申請の内容を変更しようとするときは、第7に準じてブロック塀等撤去事業補助金交付変更承認申請書（様式第8号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更であって、当該撤去工事の目的及び補助金額に変更がないものについては、この限りでない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第8に準じて決定の内容を変更し、ブロック塀等撤去事業補助金変更承認通知書（様式第9号）により申請者に通知する。

3 補助決定者は、当該撤去工事が予定の期間内に完了しないとき又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかにその旨を文書で市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第12 補助決定者は、当該撤去工事終了後、ブロック塀等撤去事業補助金実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、当該撤去工事が完了した日の翌日から起算して30日以内かつ当該年度の3月31日（市長が特別の理由があると認めたときは、市長が指定する日）までに市長に提出しなければならない。

(1) 撤去工事の請求書の写し（施工業者が発行し、補助対象経費の明細が分かるもの）

(2) 撤去工事の領収書の写し（施工業者から補助決定者に発行されたもの）

(3) 当該撤去工事の施工写真及び当該撤去工事後の全景が分かる写真

(4) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定等）

第13 市長は、第12の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、ブロック塀等撤去事業補助金確定通知書（様式第11号）により報告書を提

出した者に通知する。

(補助金の交付請求)

第14 第13の補助金確定通知書を受けた者は、ブロック塀等撤去事業補助金交付請求書(様式第12号)を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第15 市長は、第14の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めるときは、当該請求者に補助金を交付する。

(立入検査)

第16 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象が設置された場所に立ち入り、撤去工事の状況を調査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(補助の取消し等)

第17 市長は、補助金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 関係法令及びこの要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(4) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第18 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

1 この要綱は、平成30年8月8日から実施し、平成30年6月18日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成30年10月4日から実施し、平成30年9月4日から適用する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市ブロック塀等撤去事業補助要綱の規定は、平成31年4月1日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

附 則  
(実施期日)  
この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則  
(実施期日)  
この要綱は、令和2年4月16日から実施する。

附 則  
(実施期日)  
この要綱は、令和4年10月19日から実施する。

別表（第3関係）

1 コンクリートブロック塀の場合

点検項目		点検内容
①	高さ	2.2m以下
②	壁の厚さ	高さ2mを超える塀で15cm以上
		高さ2m以下の塀で10cm以上
③	控壁	塀の高さが1.2m超の場合で、塀の長さが3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控壁がある。
④	基礎	コンクリートの基礎がある。
⑤	傾き、ひび割れ	傾いていない、ひび割れがない。

2 組積造（れんが造、石塀、鉄筋のないブロック造）の場合

点検項目		点検内容
①	高さ	1.2m以下
②	壁の厚さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上ある。
③	控壁	塀の長さ4m以下ごとに壁面からその部分の②の1.5倍以上突出した控壁がある。
④	基礎	コンクリートの基礎がある。
⑤	傾き、ひび割れ	傾いていない、ひび割れがない。

3 コンクリート万年塀、土塀その他これらに類する塀、門柱等

点検項目		点検内容
①	傾き、ひび割れ	傾いていない、ひび割れがない。